

定第204号議案

鹿児島市議会会議規則一部改正の件

鹿児島市議会会議規則（昭和42年議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月18日

提 出

鹿児島市議会議員	中元 かつあき
〃	三反園 輝男
〃	向江 かほり
〃	山下 要
〃	こじま 洋子
〃	平山 タカヒサ
〃	霜 出 佳 寿
〃	米山 たいすけ
〃	大園 たつや
〃	松尾 まこと
〃	古江 尚子
〃	のぐち 英一郎

鹿児島市議会会議規則の一部を改正する規則

目次中「第126条（答弁書の朗読）」を「第126条（答弁書の配布）」に改め、「印刷物」を削り、

「第160条（懲罰動議の審査）」

を

「第160条（懲罰動議の審査）」

第160条の2（代理弁明）」

に、

「第7章 議員の派遣

第165条（議員の派遣）

第8章 補 則

第166条（会議規則の疑義に対する措置） 」

を

「第7章 協議又は調整を行うための場

第165条（協議又は調整を行うための場）

第165条の2（協議等の場の開会方法の特例）

第8章 議員の派遣

第166条（議員の派遣）

第9章 補 則

第167条（会議規則の疑義に対する措置） 」

に改める。

本則中「はかつて」を「諮つて」に、「附ける」を「付ける」に、「すべて」を「全て」に、「そなえ」を「備え」に、「かえる」を「代える」に、「終らなかつた」を「終わらなかつた」に、「終つた」を「終わつた」に、「終る」を「終わる」に、「こえて」を「超えて」に、「こえる」を「超える」に、「とろう」を「採ろう」に、「とらなければ」を「採らなければ」に、「とる」を「採る」に、「はかる」を「諮る」に、「行なう」を「行う」に改める。

第3条中「また」を「、また」に改める。

第9条第2項中「ときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条中「付け」を「付」に改める。

第15条中「再び」を「、再び」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない」に改め、同条第2項中「承認」を「許可」に改める。

第24条第2項中「終らない」を「終わらない」に改める。

第29条中「、職員の点呼に応じて」を「、議長の指示に従つて」に、「、投票を備え付けの投票箱に投入する」を「、投票する」に改める。

第31条第3項中「きいて」を「聴いて」に改める。

第37条第1項中「聞き」を「聴き」に改め、同条第2項中「又は委員会への付託」を「及び委員会の付託」に改める。

第38条中「審査」の次に「又は調査の」を加え、「まつて」を「待つて」に改める。

第43条第2項中「審査」の次に「又は調査」を加え、「会議」を「議会」に改める。

第44条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第4項中「当つて」を「当たつて」に改める。

第54条第2項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第62条第2項中「はからなければ」を「諮らなければ」に改める。

第64条中「又は」を「、又は」に改める。

第65条中「写」を「写し」に改める。

第79条第1項中「いう。)は、」の次に「前条の規定により」を加え、「文書で」を削る。

第84条第2項中「速記法」の次に「その他議長が適当と認める方法」を加え、「速記する」を「記録する」に改める。

第85条中「、印刷して」を削る。

第86条中「取り消しを」を「取消しを」に改める。

第93条の2中「出席した」を「出席している」に改める。

第94条第6項中「はかり」を「諮り」に改める。

第95条中「前章」を「、前章」に改める。

第101条中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない」に改める。

第112条中「付け」を「付」に改める。

第118条第1項中「議員」の次に「(以下この条において「委員外議員」という。)」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改め、同条第3項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「当該委員会に出席」を「説明し、若しくは意見を述べ、又は発言」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第119条中「発言を」を「発言が」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第125条中「又は」を「、又は」に改める。

第126条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる」に改める。

第138条第2項中「、法人の名称」を「並びに法人の名称」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければ

ばならない。

第140条第1項ただし書中「議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない」を「常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第140条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第141条第3項中「委員会に出席」を「説明」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第142条第1項各号列記以外の部分中「意見を付け、」を削り、同条第2項中「附記」を「付記」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第143条中「これを請求」を「、これを請求」に改める。

第144条中「認めた」を「認める」に改める。

第151条中「、外とう、えり巻、つえ、かさ」を「、コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第156条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第160条中「議決することは」を「議決することが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第160条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

第166条を第167条とする。

第8章を第9章とする。

第7章中第165条を第166条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第165条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

(協議等の場の開会方法の特例)

第165条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、条例の例による。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第165条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招集権者
議会協議会	市政及び議会の重要事項に関する次の事項に関し協議又は調整を行うこと (1) 人事事件のうち、特に協議を必要とする事項 (2) 市政の重要事項のうち、特に協議を必要とする事項 (3) 議会協議会において、特に報告を必要とする事項	全議員	議長
初顔合わせ議員協議会	一般選挙後の最初の議会の会議前に議会運営に関する協議又は調整を行うこと	全議員	議会事務局長
各派交渉会	一般選挙後の議会運営委員会組織前に議会運営に関する協議又は調整を行うこと	座長及び各派交渉委員並びに座長が出席の必要があると認める議員	座長
鹿児島市議会防災都市推進協議会	桜島火山爆発、豪雨及び台風等に伴う災害への対応や災害に強いまちづくりについて、市議会全体として超党派的に取り組むべき事項を協議すること	議長、副議長、各常任委員長、議会運営委員長、桜島爆発対策特別委員長、都市整備対策特別委員長及び各会派の代表者	会長（議長）

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

議会活動の明確化を図るため、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を追加するなど規定の整備等をするものである。

(参 照)

鹿児島市議会会議規則（抜粋）

目次

第1章 略す

第2章 委員会

第1節～第4節 略す

第5節

第115条～第125条 略す

第126条(答弁書の朗読)

第6節 略す

第3章、第4章 略す

第5章 規律

第150条～155条 略す

第156条(資料等印刷物の配布許可)

第157条、第158条 略す

第6章 懲罰

第159条 略す

第160条(懲罰動議の審査)

第161条～第164条 略す

第7章 議員の派遣

第165条(議員の派遣)

第8章 補 則

第166条(会議規則の疑義に対する措置)

付則

(宿所又は連絡所の届出)

第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これ

を変更したときもまた同様とする。

(議席)

第4条 1、2 略す

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議にはかつて議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(会議時間)

第9条 1 略す

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

3 略す

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立って表決に付きなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

(日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、

あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終らなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終つたときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて延会することができる。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終つたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 1 略す

2 略す

3 投票の効力は、立会人の意見をきいて議長が決定する。

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第140条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 提出者の説明又は委員会への付託は、討論を用いないで会議にはかつて省略することができる。

(委員会に付託した事件の審議順序)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査終了をまつて議題とし、委員長及び少数意見者の報告、修正案の説明、第41条(委員長報告等に対する質疑)の規定による質疑、討論、表決の順序によつて審議する。

(委員長及び少数意見者の報告)

第40条 1、2 略す

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議にはかつて省略することができる。

4 略す

(委員会の審査又は調査期限)

第43条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を附けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査を終らなかつたときは、その事件は、第38条(委員会に付託した事件の審議順序)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第44条 1 略す

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(発言の許可等)

第49条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 略す

(発言の通告及び順序)

第50条 1～3 略す

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当つても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第51条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終つた後でなければ発言を求めることができない。

2、3 略す

(議長の発言討論)

第53条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終つた後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第54条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 略す

(質疑の回数)

第55条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回をこえることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第56条 1 略す

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(発言の継続)

第58条 延会、中止又は休憩のため発言が終らなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第59条 質疑又は討論が終つたときは、議長は、その終結を宣告する。

2 略す

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(緊急質問等)

第62条 1 略す

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならない。

3 略す

(発言の取消し又は訂正)

第64条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第65条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布にかえることができる。

(表決問題の宣告)

第66条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(条件の禁止)

第68条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第69条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認

定して可否の結果を宣告する。

- 2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。
- 3 第1項及び第75条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子表決システムで表決をとることができる。
- 4 前項の規定により表決をとる場合には、問題を可とする者は投票機の賛成表示を、問題を否とする者は投票機の反対表示を押さなければならない。

(投票による表決)

第70条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

- 2 略す

(記名投票)

第71条 1 略す

- 2 前項の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子表決システムで表決をとることができる。

- 3 略す

(無記名投票)

第72条 1、2 略す

- 3 第1項の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子表決システムで表決をとることができる。

- 4、5 略す

(簡易表決)

第75条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第76条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

- 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。
- 3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(公述人の決定)

第79条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

## 2 略す

(会議録の記載事項)

### 第84条 1 略す

#### 2 議事は、速記法によつて速記する。

(会議録の配布)

### 第85条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

### 第86条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取り消しを命じた発言及び第64条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(出席委員に関する措置)

### 第93条の2 この章における出席委員には、鹿児島市議会委員会条例(昭和42年条例第132号。以下「条例」という。)の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席した委員を含む。

(互選の方法)

### 第94条 1～5 略す

#### 6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて、当選人と定めるべきかどうかを委員会にはかり委員の全員の同意があつた者をもつて、当選人とする。

(選挙規定の準用)

### 第95条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については前章第4節の規定を準用する。

(一括議題)

### 第97条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(先決動議の表決順序)

### 第100条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(動議の撤回)

### 第101条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(委員会報告書)

### 第111条 委員会は、事件の審査又は調査を終つたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(閉会中の継続審査)

第112条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を附け、委員長から議長に申し出なければならない。

(発言の許可)

第115条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第117条 発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり、又はその範囲をこえてはならない。

## 2 略す

(委員外議員の発言)

第118条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があつたときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

(委員長の発言)

第119条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言を終つた後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第120条 1 略す

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(発言の継続)

第122条 会議の中止又は休憩のため発言が終らなかつた委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第123条 質疑又は討論が終つたときは、委員長は、その終結を宣告する。

## 2 略す

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(発言の取消し又は訂正)

第125条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の朗読)

第126条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

(表決問題の宣告)

第127条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(条件の禁止)

第129条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第130条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第131条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 略す

(記名投票)

第132条 記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第133条 無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 略す

(選挙規定の準用)

第134条 記名投票、又は無記名投票を行なう場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

(簡易表決)

第136条 委員長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第137条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いしないで会議にはかつて決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(請願書の記載事項等)

第138条 1 略す

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3、4 略す

5 請願者が請願書(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第140条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員の委員会出席)

第141条 1、2 略す

3 前項の場合において、条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

(請願の審査報告)

第142条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)、(2) 略す

2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を附記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第143条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第144条 陳情書又はこれに類するもので、議長が必要があると認めたものは、請願書の例により処理するものとする。

(議長及び副議長の辞職)

第145条 1 略す

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかつてその許否を決定する。

### 3 略す

(携帯品)

第151条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かきの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第156条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第158条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて定める。

(懲罰動議の審査)

第160条 懲罰については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(出席停止の期間)

第162条 出席停止は、5日をこえることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(会議規則の疑義に対する措置)

第166条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議にはかつて決定する。